

カトリック名古屋教区殉教者顕彰委員会

『岐阜県下において天主教伝道略記』

井上秀齋著



井上秀齋 画像

名古屋、岐阜地方にカトリックの教えを弘めた最初の恩人は、井上秀齋氏である。秀齋は、嘉永七年（一八五四年）岐阜県本巣郡藤田村宇春近に、蘭方医井上齡碩の長男として生まれ、明治八年、英語を学ぶため上京し、フランス人宣教師経営のマリン学校（明治五年創立）に入學した。同校は、表向きでは語学の教授を標榜していたが、教材にはカトリック教理を用い、上級生には希望により神学研究のためラテン語を教えていた。秀齋はここで、明治八年八月、ドルワール・ド・レゼー神父から受洗し、まもなくカトリック司祭になることを志願して、ラテン語の勉強をはじめた。

（『齋頌の名古屋教区』（1968）

『殉教者の足跡』青山 玄論稿より引用）

目次

（元文には無いが、読みやすくするため筆者が加筆挿入した）

- 一、井上秀齋初めて故郷春里に帰省
- 二、浦上流配信徒埋葬墓地
- 三、奉教人仕置場（栄國寺）のこと
- 四、ビクルス師再び岐阜県下に巡教
- 五、名古屋地区の布教と秀齋
- 六、秀齋濃尾方面で伝道する
- 七、ツルベン師来任と秀齋の伝道
- 八、岐阜教会での出来事など
- 九、秀齋家族と濃尾地震の救援活動

『岐阜県下に於いて天主教伝道路略記』

一、井上秀齋初めて故郷春里に帰省



明治十一年七月夏季休暇を利用して、東京教区霊父（仏国人）ビグルス氏は井上秀齋と（秀齋は当時東京市堀端一番町マリン学校の生徒たり）岐阜県本巢郡席田村字春近井上齡碩方に来泊す。同村は未開の寒村の事とて、外国人の来泊を危惧として大いに恐怖し立寄る者なかりき。然れども齡碩は蘭

法医師の故を以て外国人を忌むことなく、兼ねて秀齋より天主教の大意を聞き、霊父の徳行は佛教僧の比に非ざることを聞知し居たるため、宿泊の夜村民に通知し一席の宗教講話を試たる所聴衆は意外に多く、霊父が日本語にて説明せられたる教話に感服して、霊父の有徳者なることを承認し、何れも口を揃えて賛美し少しも霊父に対して不敬の言行はなかりし。外国人の初旅行には意外なりし。同師は両三日滞在せられたれども未だ自ら進んで教えを研究する者はなかりし。漸

くに秀齋の妹兩人は洗礼を受く。姉をモニカと妹をアガタと名付けられたり（此の兩人は先に公教（要）理を研究して洗礼を受けるの覚悟ありたり）。然るに齡碩は未だ教理の奥義を理解□□為め世間を憚り、洗礼を受ける決心の出来ざり□は慥恨なりし。依つて再来を約してビクルス師は秀齋同道帰路に付けり。

二、浦上流配信徒埋葬墓地的こと



道中、名古屋市本町一丁目銭屋と言う旅館に一泊す。同市は多くの奉教者あり。明治五年には長崎の奉教者が三百有余人当市に預けられたることとて、其等の旧跡のあらんかと宿の主人を呼び種々尋ねたる所、同家の番頭は彼の三百名の囚人を目撃したることありとて左の物語をなせり。曰く「所は

当市西別院の女人講堂内に男女二部に分れたるキリシタン人が囚せられ、実に憐れなる有様でありました。男女は別として、子女は其親に近寄せさせず泣き悲しむを不憫ともせず別居せしめてありました。家の外部

は青竹にて閉じ、通行を禁じられてありしが、私は毎日其所に行き、其の竹垣に登り内部を覗きし時、午後三時頃には何れも立ちて念珠をつまぐり経を読んで居ました。案ずるに是はコンタスのことならんと、ビグルス師は其の二人に何人は何を誦えたるやと尋ねたれば、彼曰く、「ゼス、の母サンタマリヤ」と申したと答えました。然るに此の者は遠からず放棄せられ長崎に帰国す。其の内二三の者が当市に残り、商家に雇われ或は商法等をなせしと云えり。依つて霊父は案内を呼び、其の心当たりを尋ねしに、其から其へと転居したると傳られ、其の家族と思われ、者是一名も見当らず、終に其の行先が不明となり空しく宿所に帰れり。案ずるにキリシタン人の故を以て人に忌われ、終に他国に立去りたると思う。傳え聞く其の囚人の中に死亡したる死体を名古屋の東方神道埋葬墓地に無名の墓あるとの事なり。此の墓は奉教人の墓なりと云えり、今は其の墓地が存在するや否やを知らず。

三、奉教人仕置場（栄國寺）のこと



同下名古屋市の西別院境内に女人講舎なる遺物あり、囚人の居たる場所なりと伝聞す。亦一説に某寺下に五百名の奉教人が虚殺せられたる死体を葬りたる穴にて、其死者を弔うため或る仏教の有志者が其寺を建設したとの事なり。其時に別に一の石碑を立て、其の寺院の墓地内に建設したると云う。石碑を見たることあり（秀齋）。墓碑には南無阿弥陀仏とありしと話しありたりと記憶あり、今は忘れて其場所を知らず。亦此の門前にヒイラギと云う木あり、此の死置場（仕置き場）にて奉教人を十名を突き殺して休息の度に此のヒイラギの木に槍を掛けたる故に、槍掛のヒイラギとの伝説あり。此れも秀齋目撃したれども今は記憶無し、此の寺は今の五二会の跡とも言えり。

右の内囚人で名古屋より上京した、関理五郎と云う囚人は長崎へ帰られず、東京に出て当時仏国領事館ジェリーと云う領事のボーイとなれり。其妻フミ（ふみ）婦は、当時東京麻布霞町天主堂にあり。然し理五郎は死亡せり。拙者は彼に面会して名古屋に囚人となりしことを聞きしに、果て旅舎の人より聞きたると同説なりき。領事は先に帰り、ビグルス師は



秀齋と東海道を東京に帰れり。

四、ビクルス師再び岐阜県下に巡教



明治十二年七月上旬、ビクルス師再び岐阜県に巡教せらる。今回は春近のモニカ、アガタ兩人は聖体の秘蹟を許可せらる。齡碩も洗礼を受けるかと召命せらる。且、稲葉郡木田村に住居する齡碩の実父糺策も八

十五歳の老齢にて耳も遠く目も盲人同様の老眼なれども、秀齋の熱心なる教授と本人の熱心の希望に依

り、耳も聴こえず目も見えざる老体の身なるに、終に教理の大意を記憶し、三大経を暗記して奉教人となれり。同人は八十五の高齡なりしも無宗教者なりしが、孫なる秀齋の公教の大意を聞き、其以来非常の熱心となり毎日念珠を爪繰りロザリオを誦え居れり。洗礼後は罪を起さざる状態なりしかば、直ぐに聖体を拝領し天主の公恩を感謝し居れり。洗礼後五カ年を経過した九十歳の十一月一日諸聖人の祝日に永眠す。其死体は木田村の共有墓地に埋めたり。自然石の碑に永井紘策の墓とあり。彼の埋葬の当時は未だ公然と天主教にて埋葬し

得られざる時なりも、同人の家主の計らいにて仏僧に依らず神父にも依らず自葬をなせり。其に付一話あり後章に記すべし。

明治拾三年夏期休暇に三度靈父は春近村に巡教せらる。今回は靈父テストビ師なりき。今回も春近村にて宗教講話ありしが、村民は喜んで聞き取るのみにて、進んで教理を研究するの知能も信尚も有せざる下等動物同様なりしかば、天主の聖寵を蒙る者はなかりし。秀齋の兩妹及び齡碩が聖体を拝領したるのみなり。

五、名古屋地区での布教と秀齋

靈父テストビ師は春近を出発し名古屋に至り、今回は夏期休み中此処に滞在して布教を試みとの決心あり。同市伝馬町の旅舎木屋に滞在することとなれり。秀齋も同宿す。其より三四日滞在の後広小路の栄座と云う席を借り受けて二夜の教話を試みたり。其翌日、靈父が広小路を散歩読経の折、町人らしき人は靈父に向い、貴殿はヤソの僧侶に非ざるやと尋ねたり。靈父曰、然り昨夜栄座に於て宗教演説を試みたる天主教教会に属する宣教師テストビーなり。当時伝馬町木屋に宿泊し居れば、是非同所え来らんよと申されたる言に従い同所に来り。宗教に付種々の問答を為し、公教要理の一冊を

受け帰宅せり。神父滞在中は折々来たり教理を研究せり。此の人は名古屋教会の唯一の奉教人なりし。同人は写真師にして、其の術を柴田某に写真術を学べり。柴田はグレシヤ宗の信者にて家業兼ね伝道の職にありたれば、住民を時々教会に誘引せりと云えり。夏休暇の時期終りに付テストビ師は再び来名を約して名古屋を出発帰京せらる。

十四年の夏期休暇には、エブラル師秀齋同道春近村に巡教し、昨年滞在したる名古屋伝馬町木屋に滞在せり。翌日大曾根町に住居する進氏を尋ね、同氏を木屋に誘導し、毎日教理の講議を為し洗礼の準備をなせり。当時前津町に開業の齒科医高木某氏は進氏を誘導して洗礼を受ける迄の教理を研究せり。近日兩人の洗礼式を行う事となれり。

其に於いて、愈々仮教会所を設ける事に決定し、南伊勢町に一軒の借家をなし是を仮教会となせり。然るに当時は未だ公然教会所となすには家主の忌ふ所なれば、内部のみの教会所とするの止を得る現況なり。来る日曜日には諸般の準備をし兩人の洗礼式あり。進氏は霊名をルカ、高木氏はペテロと命名せらる。其の後高木・ペテロは教会の留守番兼務し進氏と協力、教会の為に努力せられたり。其当時、東京堀端のマリン学校は小川町（今の女学校及び天主堂）の地に転じ後ち是も廃止となり、上級の生徒は何れも長崎の神学校に転じ、秀齋一人は築地教会に移され、鈴木某と兩人ビクルス師に依り

神学の教受を受けたれども、秀齋は長男の為神父に成る事を許されざる事となり、己にトニシウラ及びアコリスス辻昇化したれども、終に廃学して岐阜県に帰ることとなれり。実に痛恨極る。

六、秀齋濃尾方面で伝道する

十五年より秀齋は濃尾の間に伝道することとなれり。然れども秀齋の実父齡碩はすでに高齢なれば、一週間一度帰宅して家事の整理をなすべき身なれば、毎週濃尾にある講議所を巡回演説することとなれり。其順序は、日曜日は名古屋教会にて口演終り、其翌日岐阜県海津郡高須町に至り講議し（名古屋より高須迄の里呈は九里なり）其夜便船にて安八郡大垣町の講議所にて口演をなし、翌日旧里春近村に至り家事の整理をなし、翌日岐阜竹屋町後旗機町に転じたる教会に至り口演をなし、翌日は同地を出発、土岐郡土岐村の講議所に至り（春近より土岐村迄八里なり）其夜同所に口演をなし翌日名古屋教会に至り、明日の準備をなすを慣例となせり。此五カ所の通行路程は四十有餘里なり、毎週一度つゝの歩行伝道は随分困難を思いたれども、主の恵みの為め一度も疾病に罹り休息したることなかりしは幸いなりし。此の頃岐阜講議所に石川宇太郎と云う成年の留守番人あり（昨今三重県亀

山町に住居す。其の後は水田善吉氏書生にて伝道見習のため岐阜に住居す。

当時、名古屋教会を始め四講議所及び春近の奉教人数十人となれり。廿年に司教フズウ閣下の巡回の節、岐阜教会のみにて廿人の授堅振人あり。当時名古屋の住人水田善吉は、其妻みきのと岐阜市にて司教より結婚式を受けられたり。此の五カ所の六七十人の奉教人の為め、霊父漸に一年一回の巡回ありしのみなり。廿一年頃なりしが霊父ツルペン師は名古屋に永住せらるゝこととなりしが、其迄の間に種々の出来事あり。随分困難を感じたることすくならず。特に春近高須名古屋の奉教人中、死亡したる時は其処置に困りしこと一方ならず、其等の記事は後章に述べることとし是に略す。

七、名古屋教会にツルペン師来任と秀齋の伝道

廿年、司教フズーフ閣下の視察ありてより、濃尾間に霊父を置く必要を感じられ、其年司教の命に由りツルペン氏は名古屋教会に來任せり（当時の教会は名古屋研屋町にあり）。ツルペン氏の伝道案は、先ず名古屋教会を確実とし後他の方面に伝道することとし、土岐大垣町岐阜市の教会を閉じ教務一切を廃止しされたり。実に慥恨なるも右の如き専任神父の意見に由り惜しくも岐阜県下の伝道は中絶す。随つて岐阜の

奉教人も大いに失望の折柄、岐阜市の熱心者なる大熊差一郎氏は死亡せられ他の家族は他県に転られ岐阜教会に属する奉教者は、或いは死亡或いは転する等にて秀齋の家族のみとなれり（秀齋の家族は明治二十四年の濃尾大震災の時、北方町に転住せり）。秀齋も二十二年の頃、名古屋教会の伝道の任を解き、専ら家業に随い淋しく生活せり。然るに是に秀齋の職業は医師なりしかば小児の病者中死亡する者に水の洗礼を施すの便あり、多くの授洗者を出せり。是が秀齋の一の慰めとはなれり（其以来水の洗礼者は一カ年四五十名あり）。

明治二十五年頃なりしか、岐阜地に（神父ツルペン師の支配下に）教会の為め敷地若干を買受け、救老院を設け伝道師某を住居せしめ伝道を試みられたるも奉教志願人は一名もなく、只老人院え一名の救老者が入りたるしなり（此の人は岐阜救老院にて永眠し其付近の墓地に埋葬したるやの記憶あれども場所を知らず）。此の伝道も一カ年余にて中止、建物及び敷地も売却して代金は八王子の教会建設費に当てられたるか。其の後神父ハレイ師は岐阜市の某町に借宅して伝道を開始せられたるも、都合に由り半年余にて中止し他県に転せられたり、斯くの如くして岐阜教会は三・四度閉じられたり。岐阜既に斯くの如し、大垣市高須町土岐村の奉教者も、或は永眠し或は他に移転或は廃教して其名も不明となれり。

明治拾一年より大正初年迄に、岐阜県え伝道を試みられたる靈父はビグルス師を始めテストビー師エブラル師ドメル師ビリヨン師クレマン師ハルー師ロモヤン師ブーブ師等の諸師なりし。此の他の神父中二度巡教せられたる師はビグルス師のみ、他の師は一回のみなりし。岐阜県の伝道の困難と数十年間も教会が確立されざるは、天主の御恵み未だ降りざるが第一なれども、教会の管轄が東京教区の遠路にありしと、毎回巡回の靈父が一定せざるがため、伝道の方針が各靈父に由り異なりたるためなり。且、靈父が巡回せられ幾人の知己を得られたるも、その後の靈父は異人なりしたため折角知己の靈父が来られざるため、亦新に知己を求めはならぬ等の不便なる為なり。右の現状なればカトリックの教会は三日教会として大いに冷笑する者あるに至れり。実に残念の至りなり。前述の状態なれば秀齋も外教人に感化せられ漸くに奉教者の名あるのみなりし。

是に昭和の始め、名古屋教区は新潟教区の管轄となり、時々靈父ウエルメス師巡教せられ秀齋家族の再生の思いを為し居る折柄、今回ライネル師名古屋教会所となり、岐阜市に教会を設立せられ、毎日曜日ミサ聖祭を拝聴することとなりしは実に嬉しき次第なり。是に岐阜県伝道中種々の苦情度々ありたる声あれども、一々誌す暇あらざれば左に二三の出来事を記して岐阜教会の一話となさんことを切望す。

八、岐阜教会での出来事など

岐阜県稲葉郡木田村永井糺策ピヨ、明治十一年神父ビグルス氏より洗礼を受け、同十六年十一月一日永眠、同村共有墓地に埋葬す（金剛寺の裏にあり）。右糺策の永眠せし頃、秀齋は大垣高須岐阜名古屋間を伝道したる時なり。本文に述べる如く糺策は八十五歳にて洗礼を受け、其の後罪惡を犯したる様子なきため神父の巡回の度に聖体の秘跡を拝領するのみにて、その他の秘蹟を受けずして日々毎日コンタスを誦え、ひたすら天国に登るの希望を待ち居ると云う。殊に幸福の中話をなし居りたる折、軽症の尿閉病を起こして永眠せり。此の日、秀齋は早朝より大垣を發し名古屋へ巡回の日なりし。十一月一日午前、木田村糺策の戸主より大垣講議及び名古屋教会所の二ヶ所に、同人の死亡したる旨電報を發せり。然るに秀齋は早朝大垣を發したる後なり。電報は大垣に止まれば、其を知らざる秀齋は午後一時（徒歩なればはかどらず午後一時名古屋に着く）遂に着し、木田村の電報に由り始めて糺策の永眠を知り大いに驚き其足にて岐阜に向かえり。當時の電報は書状同様にて打電の当日着することは稀なり。木田村の電報は二十九日に發したるものなるに、既に二・三日を経過せり。秀齋は思えらく永眠より已に二・三日を経た

れば糺策の家族は定めて迷惑し居るならんと心は急げども、十里の道を徒歩することとて急ぎ急いで漸くに同日午後十二時に木田村に達せり。

右の事情を知らざる木田村の家族は大いに困り、戸主秀齋の父曰、秀齋え電報を發してより已に二・三日を経過せり故、何の事情ありしを知らざれども、今は此の上秀齋を待つこと叶わず、故に本日埋葬を為さんと云う。然るに糺策は天主教信者なれば、仏僧の支配の下に埋葬するも本人の意志に非ざればとて、秀齋の父齡碩と協議し齡碩の發言通り寢棺を造り、晒木綿を以て死体を巻き棺に入れ親族及び村民をして木田村の共有墓地に埋葬せり。是れ岐阜県に於いて自葬の始めなり。且つ明治十六年に此の決断をなしたる戸主の勇氣に敬服せり。

秀齋は右の事情を知らざるが故に、戸主永井の迷惑一方ならん、同日午後十二時其門前に至れば豈にや同家はひっそりとして火の陰も見えざりき。戸をたたきて戸主を起こして面会すれば、戸主は大いに不満の色をなし、前述の如く本日夕方迄君の来るのを待てども来らざるが故に、伯父と協議埋葬したりと一部至十を物語せり。秀齋は其を聞き且つ驚き且つ感伏して、当地より發せられたる電報は本日午後我が手に入りたるを説明すれば戸主も其を諒とせり。秀齋は其より二十町を離れたる春近村の実家に着したる時は午前二時なりき。

其当時の法律に由れば、死者ある時必ず仏僧の支配の下に奥印を得ざれば埋葬式を執行すること叶わず規定あれば、糺策の自葬に付いては一問題となり、永井家の近寺木田村金剛寺の住職は他の組合僧侶と種々考案を下義し、自葬は違反なりとて速に佛葬に改葬すべき旨永井家へ申込たれば、同家より拙者へ其取消に付き協議会を開くことに相成りたり。其決議は死者の意志に従い執行したることなればとて、飽くまで仏僧に反対することに決定し、其旨仏僧え回答せり。一方仏教僧は種々協議して、或いは天主教講議を妨害し、又は永井家及び井上の家族に対し、種々なる宣伝をなし強迫して改葬をなさしめんとせり。然れども秀齋は飽く迄言論を以て解決せり。此の間随分種々の悪評を以て家業上の暴害を受けるに至れり。是に於いて左の伺書を時の県知事小崎利準に宛て差出したり。

天主教を信じ其宗教に依り埋葬すること叶わざるや至急御回答を願度右御伺申上候也

岐阜県本巢郡春近 井上秀齋

岐阜県知事小崎利準殿

右の伺書を差出したれども更々に回答もなかりし。

当時県庁に出勤する大越差一郎と云う奉教人ありしかば、内々其の伺書に付き尋ね得たることあり。即ち秀齋の伺書に對しては、法律違反なれども天主教は已に政府の黙許と成り

居ることなれば、是を禁ずることも叶わず。宜しく内務省の示令を受けることにしかずとの意見一致して、内務に伺書を發したるとの報を得たれば、其の後拙者より強いて示令を請わざりしが、佛僧は種々の法方を以て改葬を規したる様子なり。当時は靈父の巡回は年一回位なれば其の不便少なからず糺策を埋葬してより漸く十五日目にエブラル氏東京より来岐ありたれば、早々糺策の墓地に同行して埋葬式を受けたり。是に於いて始めて安意せり。同師は太政官の翻訳係りなれば、埋葬の自由を内々内務に申し込まれたる様子なれば、未だ公然と法議を改正するの期至らざりしが、遠からず政府は埋葬条令の改正の意志あるとの事を聞き及びたるが、果たして翌年内務省は埋葬条令を改正し、佛僧を削り僧侶の二字を変更せり。即ち靈父も僧侶なれば埋葬式を執行スル権利ある者として今日に至る。此の改正は拙者が其の時差出したる示令とも云うべきである。

明治二十七八年頃なりしか海津郡高須の奉教者にヨゼフ氏が永眠せられたり。此の時も亦々埋葬場に付佛僧と論議起れり。村落は兎も角も市中では一般に埋葬地が佛寺院内、殊に寺の裏地が墓地である事は常なり。高須村は水害地なるを以て只々一ヶ所の埋葬地が寺院の裏にあるのみなり。管理者も其の寺の僧侶なりし。当時永眠せられたるジョゼフ氏は同寺の檀家なれば無論祖先よりの墓地は其処にあり。同氏が

死亡せられたるに付き其の墓地に埋葬方を申込たる所、佛僧は天主教に転宗したればとて中々其の求めに応ぜざりし。依つて拙者は靈父に代わつて種々協議したる所中々応ずるの意志なかりしかば、止むを得ず高須警察に事情を明かし僧侶に説諭有度旨出願せり。警察は同情して直に佛僧を呼び、其の不心得を諭たれども中々其の説諭に応ぜざりしかば、翌日再び同説諭をなし佛僧の教道職務をはなれて、死者の埋葬管理者の格にて管理せざるべからざる事を説諭せられたり。此の理の当然なれば僧も其れには異論なかりしも、佛僧は又一説を考えて曰く、当寺の墓地には埋葬する余地なければ止むを得ぬとの口実ヲ設けたれば、警官は彼を説諭して曰く、汝は墓地の管理者ではないか、死人を埋葬する敷地がなしとして色々迫ることの有り勝ちなる。死者のため予め町長にも申請すべきはすなるに、其の事をなさずして異議を申立るは不法なり、宜しく敷地の有無を調査すべしと、近々巡查を派して調査せしめたるに、果たして充分の余地あり、殊にジョゼフ祖先の墓地に埋葬に適する敷地ありとの復命により、僧侶は再び拒むの方法なしと思ひ、今回は埋葬式の時寺院の門の通行を許さずと申立たれども、其の埋葬地は寺院の門前より入るに非ざれば入ることの出来ざるため、警察の説諭に止むを得ず黙止せり。ジョゼフ死亡より既に二・三昼夜を費やしたり。幸いに当地は水害地なれば死体は土甕に納むる習慣

なりしかば、死体の酸気も他に漏れるの悲ひなかりしは幸いなり。然し三日死体を抱えて彼是と口論起したるは、外教者の親族は随分苦情を申したる由、幸いに警察署長は天主教に同情して便利を測られたるを深く感謝せり。

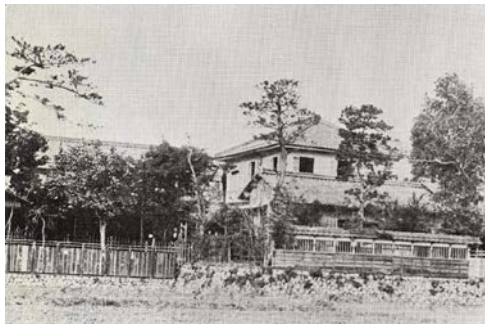
次に誌さんとする一例は名古屋教会に起こりたる苦情なれども、秀齋傳道中に出来る事なれば全て記述せん。

名古屋教会に第三番に洗礼を受けたる法華宗に大熱心者浅井弥助ポーロ氏（明治二十二年・四年頃なりしが）の子、四歳の小児が永眠せられたる時に同師近寺に埋葬せばやと其寺僧に慰願せし処、当天主教に転教した上は其れに応ぜざる事なりしかば、熱心なるポーロは四方に行き埋葬地を求めれども、当時は何れ己寺院中に非ざれば他に求むる墓地はなく困却の折、名古屋の熱田町にグレシヤ教の共有埋葬地を有する同教会の信者が、ポーロが埋葬に困り居るに同情して、此の墓地に埋葬する様に世話をなしくれることとなれり。依つてポーロ葬儀を準備し、熱田へ行列を始め同所に至り棺穴を掘らんとする際に、同所の管理者は此の死者の埋葬証書には名古屋の出生とある上は当埋葬地に於いて埋葬の許可をなすこと能叶とて埋葬の中止を命ぜり。是に於いてポーロは大いに困却せり。去りながら行列の送詣をなすも不面目とて、彼の小児の死体を風呂敷に包み自ら背負いて帰宅せんとする中途、広小路の警察に立寄り事情を話し同情を求めたれば、

時の警官が同情して種々の方面を尋ねくれたるも、何れの僧侶も応ぜざる故に警官は左の如く申された。僧侶と埋葬管理者とは別なるが故にキリスト教信者佛教徒の別なく管理すべきが当然なれども、僧侶の頭脳中々頑固にして其が理解の出来迄説論するには二三日も要することなれば、今は一刻も早く死体を埋葬することを心配せねばならんと考慮せらるる折柄、巡回より帰署したる巡查某曰く、今拙者が巡回先の前津と云う所に一つ火葬場を見たり其火葬場には埋葬したる様子はなけれども、其所を支配するおにぼを口説けば埋葬し得られるやと思ふから、其処へ行き交渉する方作ならん。是は警察よりの命令だと云つてはならぬ、貴殿個人の事にて申込むべしとの同情深き詞に、弥助ポーロは直に彼の火葬場に行きおにぼう（御坊）に談判せし所、意外に早く承諾したれば、敷地一坪を五拾銭で買い受け漸く埋葬し得られたり。其以来陸軍将士森川昂氏の大人及び令息等何れも其処に埋せられたり。是弥助氏の埋葬は名古屋教会に於て初の葬儀なりし。熱心なるポーロ氏であったから斯く忍耐して終に勝利を得られたるなり。依つて秀齋は天主に感謝せり。

附言

教会に死者ある度に秀齋の心痛したることは実に予想外なりき。何となれば、当時は名古屋岐阜間の靈父定住することになかったからである。故に死者あると、先ず東京の教会



に打電せねばならぬ、都合善く直に神父が発足せられても二日目の午後に非ざれば到着せられず、その間の心配は如何ばかり。外教者の親族の苦情数々なり而め、或る時は打電しても霊父が不在の事ありて、出張不可能との返答あることあり。其時は伊勢教会の霊父の出張を仰ぐべく電報を發して漸く夜に入りて出棺せし事あり。然るに森川昂の家人死亡の節は、東京及び伊勢の霊父も不在のため、西京の霊父の出張を仰ぎ漸く葬儀を済ましたることあり。此の時は葬儀に参列せられたる者の中に多くの陸軍の将卒あり。或いは馬車或いは人力車にて乗込み出棺を待ち居らるる等、実に秀齋の心配一方ならざりや。

右の三例は其の重なる事実にて、十何年中には種々なる出来事あり、教会人は苦しめられたり。今は某逸話となり、或

る人は其事実を疑わるる程なりき。

〔秀齋はズルペン霊父の誘に由り、横浜山手の女学校より妻を取り国に携帯して、実の妹と同居することとなれり。妻は童貞の教育を受けたる女にて、日本の家庭の事は一切知らざる無教育の者なりしかば、実父の氣に入らず一家の平和を破ることに成りけり。故に止むを得ず北方町に借家ををなして別居すこと(妻子だけ)となり秀齋は毎日同所へ出張して、同夜は北口と云う妻の実父だけを宿泊せしめ翌日妻子を送ることに極めたる其朝、即ち二十八日の午前六時頃突然と振動が起こりたるなり。〕
〔内は。ページに裏書された文章を挿入したもの〕

左に誌す一話は右の例と異なり、秀齋の名誉を得たる実例なれば其概略を誌し天主の御恵みの大なるを吹聴申さんとす。

九、秀齋家族と濃尾地震の救援活動

時は明治二十四年に濃尾間に起こりたる大地震の時なり。十一月二十八日の未明に当たり俄然濃尾の天地は振動して家屋を倒し、数百の死者を出したる惨事に当たり秀齋の家屋

の倒壊を免れ、且つ家族五名何れも安全なりし。午前六時頃大振動を起し、一時は前後も知らざる土煙が起り、其間悲鳴の声のみを聞きけり。同十時頃に振動少し止みたれば、四方より或いは手足の折たるあり、或いは頭脳が破壊し眼球の出たる等の負傷者を拙治療所に担ぎ込め治療を請えり。依つて一々応急の手当てなす折柄、午後二時頃か北方町の借家に差出し置きたる番頭来て曰く、借家は全壊して家族の一名は死亡、一名は家屋の下に埋められ、一名は頭脳を破壊して、一命危篤なれば直に来診あれとの事なりしかば、宅の患者は老父に任せ置き、幸い霊父が宿泊の節使用したる敷布数枚を裂き包帯としてカバンに入れブランデ酒を一本持つて北方町に行けり。此の町は七百戸余の町なりしが、二・三軒を残すの外倒壊して其間に負傷者が悲鳴を挙げ救いを求めて居る折柄なれば、拙者の来るを見て四方より集まり手当を請えり。依つて持参の包帯にて其が当てなしたれば忽ち包帯も尽き、施すべき道なかりき。是に於いて警察官と協議して、倒れたる薬店を掘り漸々少量の石炭酸得て、多数の負傷者に応分の手当てをせり。当町には二三の医師あれども、一名は病床に他一名の者の家屋は倒れ家族は負傷したるため他を顧みるの余裕無きため、秀齋は警官と協議して、町間の空地に仮治療所を設け此の所にて治療を開始せり。翌日となり他の医師も来会したれば協力して治療したれども、多数の



料の患者のため材料（ガゼ包帯）尽き大いに困難す。既に五日を経過して東京待医局より岩佐医学士外三名の医師は、ガゼー等の材料を多量に持参せられたため、今は充分の治療をなす事となりし。毎日の惣患者は三百名以上となりし。外科内科眼科等種々の患者来り治療を請う。内科書外科書に記載ある病症に関する諸種の病人が一時来りたる事とて、秀齋のため此の上なき好都合なりし。岩佐学士曰く、秀齋は大学病院の学生よりも多数の患者を一時治療する機会を得たるは誠に幸福者なりと（此の好期に出会たるは天主の恵なりと感謝せり）。而め毎日費す所の材料は大なり。包帯にする晒木綿丈にても四・五十反を要す。其の為毎日包帯を製造する二人の工夫を要したる次第なり。負傷に対する包帯は一回使用するのみにて、交換する古包帯は皆廃物とせり。是に於いて包帯を洗條して再び使用せんことを吏員と協議したれども、雇い入れるの工夫なきため、岐阜病院に依頼して看護婦の派出を求めたる所、当時県病院には三名の看護婦あるのみにて、院の為にも不足なりとて依頼に応ぜざりしかば、秀齋は東京教区のヨヅウフ司教に打電して看護婦の派遣を請たれば、三日後に三名の学校生徒にて準看

護婦の派出を受け、其より治療所に使用することとなれり。其がため毎日包帯に要する費用の減ずること半額以上となれり。加うるに入院外来の両患者の経過は非常の好結果を得たり。折柄名古屋の神父ツルペン師はシャンパン酒三十本ロム酒（高価の酒）五本を見舞として持参し、入院患者を慰問せられたり。故に其厚意を感涙せり。三名の看護婦は秀齋の居宅に宿泊し、品行は方正看護は親切なれば何れも其等の婦人に敬意を表したり。当時北方町に於いて看護婦を見たる者なきため、然は地方より見物に來りあれば、看護かと口々に申せし者ありし。今日考えれば本然とは思われず、右の結果天主教は慈善心厚き宗教なりと呼ぶに至れり。故に秀齋の奉教にも大いに好都合となれり（此れも天主の恵と家族一同感謝せり）。

振動の初めより一カ月を經過した後、患者も七八分全快し人心も大に安き、追々病舎を閉じる時期となりしかば、二月十日頃なりしか三名の看護婦を解雇することになり、県庁より慰労金を若干他に土産物を与えられ、司教閣下え礼状を付添え帰京せしむ。

是に席田村佛生寺及び三橋村に震災の為両親を失いたる子女の内六名を前述の看護婦に託し東京市築地竜真学校え収容することになれり。当時名古屋のツルペン師の宅に関ふみ帰居たるため、同人が六名の女子引率して上京することと

なれり。其の後京都童貞学校にも六・七名の女兒を収容せられ、其父兄が教会の慈愛の澤に感じ教えを研究するの希望を起こしたる者ありたれば、右収容せられたる女兒中校にて死亡したる者十中八九名あり。存命なる一部の者は数年教育を受け、二十歳前後に成りたるとて帰国せしめ実家は親族の中に住居し再び外教者の品行化せられ、折角多年女学校に於いて受けたる宗教教育も水泡に帰すのみならず、外教人に劣るの品行となり、終に女学校及び宗教迄も悪評を下す事となり、多数の家族は遂に一名の授洗者を出さざりは残念なりき。然るに秀齋の家族は彼八十五才にて洗礼を受け、九十歳の長命を得て安心永眠したるビヨを始め、実父実未子女合して八名は何れも終油の秘蹟まで拝領して永眠したりしは、秀齋に取りて大満足なり。是亦天主の厚恩を感謝す。

（完）

（殉教者顕彰委員 栗木英次）